

第6号様式別表2の4記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額について、法第53条第19項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 法第53条第21項に規定する被合併法人等の控除未済配賦欠損調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済配賦欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済配賦欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象配賦欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「配賦欠損金控除額①」	配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の22の「計」の欄の金額 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該事業年度の法人税の明細書（別表7(2)付表1）の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の5の欄の金額から18の欄の金額を控除した額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、20の欄の数値を乗じて得た金額の合計額	法第53条第19項の規定による控除は、配賦欠損金控除額の生じた事業年度において、当該事業年度について法人税法第57条第1項の規定の適用があることを証する書類（法人税の明細書（別表7(2)付表1）の写し等）を添付した第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象配賦欠損調整額②」	(1) ①の欄に記載した金額に、配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める日）における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第53条第19項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ロ) 法第53条第21項に規定する被合併法人等の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	⑤の欄は、次の(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第6号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第6号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第6号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第6号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ヘ) 第6号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額	

(2) 第 6 号様式別表 1 の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額
--